

◆港区高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種助成事業

高齢者用肺炎球菌任意接種助成は令和7年3月31日で終了します。

66歳以上を対象とした高齢者用肺炎球菌任意接種助成の令和7年4月1日以降の実施はありません。年度を超えてのご請求はできかねます。

未請求の高齢者用肺炎球菌任意接種の予診票（白色）がある場合は、3月実施分で必ずご請求ください。

◆带状疱疹ワクチンの制度について

令和6年12月18日に開催された厚生科学審議会において、带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種（B類）とする方針が示されたことにより、带状疱疹ワクチンの実施方法が変更になります。

区では法に基づく定期予防接種と区独自の任意接種助成事業2つの事業で幅広い年代の区民に带状疱疹ワクチン接種の助成を行います。

定期予防接種

予防接種法に基づく带状疱疹ワクチン（定期接種B類）の実施について

- （1）開始時期 令和7年4月1日
- （2）接種費用 全額区負担（区民負担なし）
- （3）対象者

- 当該年度に65歳になる区民
- 接種日時時点で60歳以上65歳未満の区民で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者^{*1}
- 65歳を超える区民については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、当該年度で5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳^{*2}）になる区民を対象として位置付ける。

^{*1} ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害（障害等級1級）を有する者

^{*2} 100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする

- （4）接種費用

組換え（不活化）ワクチン 区民負担なし（全額区が負担します）
生ワクチン 区民負担なし（全額区が負担します）

- （5）その他

- ・ 当該年度に定期予防接種対象になる区民の方は、下記の任意接種費用一部助成事業は使えません。
- ・ 法に基づく定期予防接種対象者へは3月末に個別に予診票を送付します。
- ・ 公費・自費問わず、過去に带状疱疹ワクチン接種を完了している方は、定期予防接種の対象外です。令和5年1月から区が開始した带状疱疹任意接種費用の一部助成を既に受けている記録がある方へは、定期予防接種の該当年齢であっても予診票を送付していません。
- ・ 法に基づく定期予防接種と任意接種では、費用負担以外に健康被害救済の補償など制度が異なります。
- ・ 定期予防接種と任意接種費用の一部助成制度についてポスター・リーフレットにまとめています。

区独自の任意接種助成事業

港区带状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業（一部助成）を継続するとともに、対象者を拡大して実施します。

定期接種対象者以外の50歳以上の区民（定期接種の機会を待たず一部助成を受けて早期に接種を希望する区民）に加え、18歳以上50歳未満の疾病又は治療による免疫不全等带状疱疹に罹患するリスクが高いために主治医等が接種を必要と認めた区民も対象とします。

※任意の事業は生活保護等の方を除き無料ではありません。

（１）開始時期 令和7年4月1日

（２）対象者

①接種日時時点で18歳以上50歳未満の区民であって、疾病又は治療により免疫不全である者疾病又は治療により免疫機能が低下した、又は低下する可能性がある者

②接種日時時点で50歳以上の区民（定期予防接種対象者を除く）であって、任意予防接種を希望する者

（３）接種費用（区民負担額）

組換え（不活化）ワクチン 7,000 円 （生活保護等受給者無料）

生ワクチン 2,000 円 （生活保護等受給者無料）

（４）その他

対象者①の方は組換え（不活化）ワクチンのみ助成します。

（免疫機能が低下している人への生ワクチンの接種ができないため）

令和6年度以前に発行した予診票は令和7年4月1日以降使用できません。

予診票の有効期間は年度内（4月1日～翌年3月31日まで）となります。

有効期間の過ぎた予診票は使用できません。予診票右上に記載された有効期間の確認をお願いいたします。

◆港区带状疱疹ワクチンコールセンターの終了について

港区带状疱疹ワクチン任意接種助成事業の申込み専用窓口としておりました「带状疱疹ワクチンコールセンター」は、令和7年3月31日をもって終了し、令和7年4月1日以降は、「予防接種予診票コールセンター」として区が発行する区民の方の予防接種予診票の申込み、再発行等について受け付けます。電話番号に変更はありません。

「予防接種予診票コールセンター」

電話番号 03-6400-0094

（午前8時30分から午後5時15分 土日祝日を除く）

※区が実施する予防接種予診票のお申込み、再発行のご依頼等受け付けます。

◆港区おたふくかぜワクチン任意接種事業

おたふくかぜワクチン任意接種助成事業の開始について

令和7年7月1日より1歳から小学校入学前までのお子さんを対象におたふくかぜワクチン任意接種助成事業を開始します。

ご協力いただける医療機関へは手引き等資料を別途お送りいたします。

医療機関向け専用ページにご案内を掲載しています。

◆港区成人の風しん対策事業

成人の風しん対策事業の単価改定について

令和7年4月1日から抗体検査の契約単価を増額します。未請求の抗体検査の予診票（ピンク）がある場合は3月分で必ずご請求ください。予防接種の契約単価の変更はありません。

成人の風しん対策事業の予診票を実施医療機関へのみ同封しています。不足の場合はご連絡いただければ追加分をお送りいたします。

予診票は助成事業を利用して抗体検査を実施した場合で、検査結果が基準値を下回る場合のみ、抗体検査を実施した医療機関が使用して下さい。

◆港区0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業

0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業の単価改定について

令和7年4月1日から抗体検査の契約単価を増額します。未請求の抗体検査の予診票（青）がある場合は3月分で必ずご請求ください。予防接種の契約単価の変更はありません。

0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業の予診票を実施医療機関へのみ同封しています。不足の場合はご連絡いただければ追加分をお送りいたします。

予診票は助成事業を利用して抗体検査を実施した場合で、検査結果が基準値を下回る場合のみ、抗体検査を実施した医療機関が使用して下さい。

◆港区男子HPVワクチン任意接種助成事業

男子HPV任意接種助成事業の対象者について

令和6年12月1日より開始した事業のため、令和6年度に16歳となる者が同年度に助成を受けてHPVワクチンを1回でも接種した場合に限り、助成期間を令和8年3月31日までに接種期限を延長しています。持参する予診票に接種期限が記載されておりますのでご確認をお願いいたします。有効期限が切れた予診票は使用できません。

◆子どものインフルエンザ予防接種事業

令和7年度子どものインフルエンザ予防接種事業について

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで実施する予定です。

フルミスト[®]（経鼻弱毒性生インフルエンザワクチン）についての助成の可否は現在検討中です。

◆麻しん風しん混合ワクチン任意接種助成事業

令和6年度からの変更点はありません。